

平成20年度科学研究費補助金「特定領域研究（継続研究領域）」
に係る応募研究課題の審査概況とその検証結果

平成20年8月1日

科学技術・学術審議会学術分科会

科学研究費補助金審査部会

平成20年度「特定領域研究（継続研究領域）」に係る応募研究課題の 審査概況とその検証

今回審査の対象となったのは、平成16年度から平成19年度の間に研究を開始した研究領域のうち、①46の研究領域に係る「計画研究」の研究課題、及び、②51の研究領域に係る「公募研究」の研究課題、である。平成19年度に設定期間が終了した研究領域のうち、「研究成果の取りまとめを行うための経費」として応募のあった研究課題の審査も実施しているが、これについての検証は省略する。

I 「一連の審査概況」に対する審査部会としての検証結果

一連の審査の概況、審査時に寄せられた意見等は後述のとおり取りまとめているが、その内容や審査の具体的手順に対する意見、改善提案等を審査部会において検証した結果は以下のとおり。

（注）文中に使用する用語は、一般的な呼称等を活用した要約の上表記している。

- ・ 「科学技術・学術審議会学術分科会科学研究費補助金審査部会」 = 「審査部会」
- ・ 「特定領域研究（継続研究領域）」に係る応募研究課題 = 「研究課題」
- ・ 研究課題の研究計画調書 = 「計画調書」
- ・ 「人文・社会系委員会」、「理工系委員会」及び「生物系委員会」 = 「各系委員会」
- ・ 特定領域研究委員会に置かれる52の領域ごと専門委員会 = 「専門委員会」
- ・ 「各系委員会」又は「専門委員会」が行う「審査に係る調査（採択候補研究課題の選定全般）」 = 「審査」
- ・ 「各系委員会」又は「専門委員会」を構成する審査委員 = 「評価者」
- ・ 「評価者」が審査関係資料をもとにあらかじめ個別に行う審査 = 「書面審査」
- ・ 「各系委員会」又は「専門委員会」が「書面審査」の結果を踏まえて行う合議による採択候補研究課題の選定 = 「合議審査」
- ・ 日本学術振興会「電子申請システム」 = 「電子申請システム」
- ・ 「科学研究費補助金における評価に関する規程（科学技術・学術審議会学術分科会科学研究費補助金審査部会決定）」 = 「評価規程」
- ・ 「評価規程」第12条（審査の方法）中、
〈新規の応募研究課題の場合（公募研究）〉の書面審査の際「評価の際「問題がある」あるいは「不十分である」と判断した項目（所見）」 = 「定型所見」

1. 審査の実施体制

- 平成20年度公募に当たって計画調書の完全電子申請化が実現したが、この点は、応募者側の手間を軽減するだけでなく、審査開始時期を若干でも早められるなど、効率的、効果的な審査の実施につながったものと判断する。
- 専門委員会の開催に当たり、あらかじめ各評価者が行う書面審査の結果については、新たに「電子申請システム」を通じて入力するシステムが導入された。当該システムについては評価者の評価も概ね高く、また、結果の集計から合議審査のための資料作成が効率的に行われたこと、従前の方式ではおよそ困難であった「公募研究に係る定型所見」の開示が可能になったことなどを踏まえると、効率的、効果的な審査の実施につながったものと判断する。

- 若手研究者を評価者として積極的に登用することを考慮すべきである。ピア・レビューによる審査に評価者として参加する経験は、応募者の立場ではない形で自身とは背景の異なる研究活動を展開している研究者の様々な考え方に触れるよい機会になるものであり、また、審査の大変さを理解する点も含めて大変重要と思われる。ただし、若手が議論に参加しやすくなるよう、合議審査時における司会役の評価者を含む周囲の評価者が配慮することも必要である。

2. 審査方法

- 各系委員会における審査（「公募研究を設定していない領域」に関する計画研究の研究課題のみ。）は、委員会を構成する評価者による書面審査を経るとともに、より専門的な意見を加味するために作成された審査意見書の内容も参照の上適切に進められたものと判断する。

また、「研究計画の一部に確認したいと思う箇所が見受けられる場合など、必要があれば、領域代表者の説明が受けられるようにならないか。」という意見については、今後、専門委員会における対応の在り方と併せて検討することが必要である。

なお、一部委員会において指摘のあった、「評価者に対する「計画研究」の審査手続きの周知が不十分であったことに伴う混乱。」については、今後、評価者に対し審査期間、具体的審査内容の説明を更に徹底する必要がある。

- 専門委員会における審査（「公募研究を設定している領域」に関する計画研究及び公募研究の研究課題。）は、委員会を構成する評価者による書面審査を経るとともに、その結果を踏まえて行う合議審査により適切に進められたものと判断する。

今回の審査から導入した、「領域代表者の立場から見た公募研究への期待等をあらかじめ領域代表者に作成してもらい、書面審査を行う評価者に配付する方式」についても、審査の効率的、効果的な実施につながったものと判断する。

なお、後述する「公募研究の書面審査過程の検証」では、評価者の書面審査時の対応で「評価規程に対する独自の解釈をもとに審査が行われたと思われる例」等が一部に見受けられた。しかしながら、専門委員会における合議審査では、書面審査を行った評価者全員が集まり、自らの評価内容に対する強い反対意見等も含む活発な意見交換を経て合議決定する方式を採っていることを考慮すると、最終的には適正な審査結果が得られたと判断する。

- 専門委員会において「総合評点は相対評価の方向で整理したほうがよい。各評価者による評点付けの考え方を「相対評価」によって揃えたほうがより適切。」という意見が数多く寄せられたことについては、評価者によって審査を担当する研究項目が異なる場合など、評点分布を相対評価に近づけること自体が難しい場合の対応の在り方を明確にした上で「相対評価と基本とする」方向で整理することを検討する必要がある。

3. 審査結果開示の充実に向けた取組み

- 審査結果の開示については、今回から公募研究について「定型所見」を導入し改善を図った。「定型所見の選択は、審査を進める上で各研究課題に対する評点付けの動機付けとなった。」との意見は、膨大な件数の審査に携わった評価者から寄せられたものであり、審査の改善にも少なからず効果があったものと判断する。
- このシステムは、公募研究の審査の充実を図るとともに、評価者の負担をできるだけおさえつつ、可能な範囲で開示の充実を図るために導入したものである。

審査に当たった評価者からは概ね評価できる旨のコメントが寄せられているが、一部評価者から、「定型所見の趣旨はわかったし、審査結果開示の改善に向けた取組みとしては評価している。しかしながら、決して楽な作業であるとは思わないでほしい。」という意見が寄せられていることも、看過できるものではなく、開示内容の改善と併せて検討していく必要がある。その際、評価者から聴取した個別意見や被開示者からの意見も参考にできる部分があると思われる。
- 一方、「定型所見」を超える審査結果所見の開示を念頭に、現行のシステムを更に充実させることには、かなり難しい問題がある。

具体的な審査結果所見の作成を今後実現させるためには、書面審査時に評価者が作成する自由記述所見を参照していくことが考えられるが、自由記述所見は、現在、各評価者が任意で記入することとしており、書面審査を担当した100件近い研究課題全てに審査所見を記入した評価者もあれば、それよりかなり少ない件数を担当した評価者がほとんど審査所見を記入していない例など様々である。

また、「これは、審査のための所見であって開示を前提として書いたものではない。開示を前提とするのであれば、当然書きぶりは変わってくる。それは、審査に有効なコメントとは違ったものとなる。」という意見や、「開示のために自由記述所見を全て書くことを要件化されるなど、これ以上負担を増やすのであれば審査への参加そのものをお断りしたい。」という意見にも耳を傾けるべきであり、今後、個々の評価者のコメントをもとにしつつ専門委員会としての所見を作成することについては、評価者への負担の度合等を考慮しながら慎重に検討していく必要がある。

4. その他

- 「重複応募の制限」ルールに抵触した研究課題が依然みられる。

内容としては、同一領域への応募研究課題に関し、①「公募研究」の分担者が別の「公募研究」の分担者としても参加している例や、②「公募研究」の分担者が別の「公募研究」で研究代表者として応募している例、などが挙げられ、これらにより審査の対象外となったものが大半を占めている。

応募しようとする研究者は公募要領を熟読、理解するとともに、研究代表者のみならず研究分担者全員に至るまで「重複応募の制限」ルールを十分確認の上、審査の対象外とならないよう細心の注意を図るべきである。

- 平成20年度公募に当たっては計画調書の完全電子申請化が実現したが、一方で、計画調書が白黒印刷されることの認識がなかったと思われる応募や、図表の一部が欠落したまま応募されている計画調書が存在している。応募しようとする研究者は、公募要領の内容とともに、計画調書の内容も十分確認の上、不十分な計画調書のまま審査に付されることのないよう細心の注意を払うべきである。
- 「計画研究の一部について、計画調書の作成の仕方がやや乱暴なものが見られる。」との意見が、各系委員会、専門委員会双方の複数の評価者から指摘されている。
指摘を受けた内容は様々であり、記述の仕方が多少粗雑であったようなものも含まれるが、計画研究を実施しようとする者がこうした指摘を受けること自体恥ずべきことである。これは、計画研究代表者としての慢心、あるいは、研究課題審査制度に対する挑戦とも受け取れるものであり、あらかじめ領域代表者を通じて注意するなど、こうした事由を無くしていくよう徹底する必要がある。

Ⅱ 一連の審査概況

1. 応募書類の受付

応募書類は、「電子申請システム」を活用して応募する形式を採っており、平成19年11月15日(木)までに計画調書の提出(送信)が完了したものを受理している。

受理した計画調書は、応募情報を電算処理した上で概ね同年12月中旬までの間、計画調書等審査関係資料の作成(印刷、製本等)を行っている。

なお、応募情報を電算処理した結果、「重複応募の制限」ルールに抵触した研究課題として、審査開始以前に62研究課題が審査対象から除外されている。

2. 審査体制

(1) 委員会組織の構成

審査に当たっては、審査部会に置かれた各種委員会組織で評価規程に則り審査を実施した。

今回公募を行った研究領域のうち、「公募研究」を設定していない領域(計画研究の研究課題のみ。)については、各系委員会において審査を実施している。

「公募研究」を設定している領域については、専門委員会において「計画研究」、「公募研究」双方の審査を実施している。

(2) 各系委員会の概要

各系委員会は、「新学術領域研究(研究領域提案型)」等の審査も担当する委員会であり、過去の領域型研究の応募状況や各評価者の専門性等を勘案して10数人から20数人の評価者で構成している。

計画研究の研究課題の審査に当たっては、「より専門的な意見を加味するために作成された審査意見書」の内容も参照の上、あらかじめ評価者による書面審査を行うこととしている。その結果を踏まえ「可:採択すべき」又は「否:採択すべきでない」の判定を研究課題ごとに実施している。

(3) 専門委員会の概要

専門委員会は、公募研究の公募を行った研究領域ごとに設置しており、通常8人の評価者で構成している。その中には、当該研究領域を構成する研究者(領域代表者等)も一部参加している。

「計画研究」の研究課題は、当該研究領域を構成する研究者以外の評価者(いわゆる「領域外の評価者」)3人が書面審査を実施している。

また、「公募研究」の研究課題は、領域内の評価者1人と領域外の評価者2人の合計3人で書面審査を実施している。

審査に当たっては、「計画研究」、「公募研究」のいずれの研究課題も、専門委員会を構成する評価者のうち3人ずつの評価者により、あらかじめ研究課題ごとに書面審査を行い、その結果を集計した上で専門委員会を構成する評価者が一堂に会して委員会形式の合議審査を行っている。

3. 各系委員会における審査の状況

各系委員会における審査は、あらかじめ書面審査を評価者において行い、合議審査は、その結果を踏まえ平成20年3月14日から同年3月19日の間に実施した。

なお、一部委員会において、「評価者に対する「計画研究」の審査手続きの周知が不十分であったため、審査が大変混乱した。今後このようなことがないよう改善を求める。」との指摘があったことも付記しておく。

4. 専門委員会における審査の状況

(1) 専門委員会における審査の開始

審査開始に係る手続き等の流れは概ね次のとおりである。

- ① 応募のあった計画調書等の印刷が完了した直後（12月中旬）から各評価者に対し審査資料の送付を開始。
- ② 各評価者は、審査資料を受領した後、速やかに、「利害関係者の排除に関する規定」に該当する研究課題を登録。並行して書面審査に着手。
- ③ 「利害関係者の排除に関する規定に該当」と登録があった研究課題については、同じ専門委員会に属する他の評価者に審査の割り振りを変更し、全ての研究課題について3人による書面審査が行われるよう対応。
- ④ 書面審査は、合議審査の開催に応じ2段階の締切日（1月中旬又は下旬）を設定。締切日までに書面審査を実施の上、結果については電子申請システムを通じて入力。

(2) 書面審査の状況

「計画研究」の書面審査は、研究課題ごとに、審査に当たっての着目点を踏まえ「可：採択すべき」又は「否：採択すべきでない」の判定を担当の評価者3人がそれぞれ実施している。

「公募研究」の書面審査は、研究課題ごとに、審査に当たっての着目点を踏まえ、5種類の「評定要素」（「公募要領」に示された領域の方針との整合性）ほか）ごとに4段階の評点を付し、その評価結果に基づく「総合評点」を5段階の評点を付すこととなっている。この判定は、担当の評価者3人がそれぞれ実施している。

また、今回の審査から、「領域代表者の立場から見た公募研究への期待等」をあらかじめ領域代表者に作成（必要に応じA4判1枚以内で作成。）してもらい、書面審査を行う評価者に配付する方式を導入している。

これは、従前、合議審査に当たり、「領域代表者の立場から見た公募研究への期待等」を会議冒頭に説明し審査を始めていたところであったが、「そういった内容は、書面審査段階で伝達しておくのが望ましい。」といった意見が数多く寄せられていたことから、審査部会で検討の上導入したものである。

ただし、導入に際しては、公正な審査に影響を及ぼす可能性のある内容については、「記載することができない内容」として明記し、注意を促した。

【注意：記載することができない内容】

- ▲ 特定の研究者、研究課題を指して有利（不利）に評価することを促すような内容。
（なお、「計画研究でカバーできていない「〇△研究」については、領域の運営基盤を強化する観点ではできるだけ考慮したい。」という程度であれば構わない。）
- ▲ 領域全体又は研究項目当たりの採択希望数に関する内容。
（なお、「各研究項目に理論研究者を最低1名は加えたい。」という程度であれば構わない。）
- ▲ その他、「公募要領に記載の研究概要と整合しない内容」あるいは「公募要領に記載の研究概要では読み取ることが著しく困難な内容」など、書面審査の公正さを歪めてしまうおそれのある内容。

今回は、52領域の専門委員会を開催したが、うち31領域において領域代表者から提出があったため、当該領域については資料として配付を行った。

なお、今回から書面審査時に「定型所見」を選択する方式も導入したが、当該定型所見は合議審査に活用するとともに、審査結果開示の際活用している。

(3) 合議審査の状況

合議審査は、書面審査の結果を集計した上で実施するため、「委員会形式で行う専門委員会の審査（1日当たり3領域程度を別々に実施。）」をほぼ毎日、平成20年2月4日から同年3月11日の約1ヶ月の間に集中して行っている。

合議審査は、通常、「計画研究」、「公募研究」の順に行われる。

「計画研究」は、いわゆる「領域外の評価者」により合議審査を行うため、研究領域を構成する研究者（領域代表者等）は退席し審査に加わらない。

「公募研究」は、基本的に評価者全員で合議審査を行うが、「利害関係者の排除に関する規定」に該当する場合には、当該評価者は審査に加わらない形で適切に審査が進められるような措置を採っている。

合議審査では、あらかじめ審査部会で決定した「配分を行う額の上限」及び「採択予定数」をもとに審査が行われており、採択候補課題の決定及び配分額の決定が行われている。

ただし、書面審査の結果が高得点のものを自動的に採択しているようなことはなく、合議審査に参加した評価者全員により、評点に対する考え方、研究課題に対する所見の内容等に関し活発な議論が行われ、最終的に合議決定されている。

(参考：専門委員会における審査の流れ (イメージ))

(1) 専門委員会に評価者を配置。

「〇△領域専門委員会」(通常8人)	
(領域内評価者) A、B、C	
(領域外評価者) D、E、F、G、H	



(2) 評価者各自において書面審査を実施。その際、当該研究領域に応募のあった研究課題を評価者ごとの専門性、審査担当件数等を考慮しながら(一般的には項目単位で)割り振り。「利害関係者」の申し出があった場合は、他の評価者に割り振り。全ての研究課題について、3人ずつで書面審査(評点等)。

(領域内評価者)	A → (研究項目) A01、A04	(計75件)
	B → A02	(計35件)
	C → A03	(計40件)
(領域外評価者)	D → ※計画研究、A01、A03	(計80件)
	E → A01、A02	(計75件)
※計画研究は領域外評価者だけで書面審査。	F → ※計画研究、A03	(計50件)
	G → A02、A04	(計80件)
	H → ※計画研究、A04	(計55件)



(3) 書面審査結果を集計し、その内容も踏まえながら合議審査。

合議審査は、原則として当該領域専門委員会を構成する評価者全員が一堂に会して行う。また、合議審査に参加した評価者全員により、評点に対する考え方、研究課題に対する所見の内容等に関し活発な議論が行われ、最終的に合議決定する仕組みである。

「〇△領域専門委員会」(通常8人)						
(領域内評価者) A、B、C	← 計画研究の合議審査時は退席。					
(領域外評価者) D、E、F、G、H	← うち1人が司会役。					
(集計した書面審査結果に基づく審査資料のイメージ (評点部分のみ))						
	評定要素①	②	③	④	⑤	総合評点
応募者L (研究課題名)	444	344	343	444	434	445
応募者M (研究課題名)	343	333	443	432	333	443
応募者N (研究課題名)	332	333	233	332	322	332

Ⅲ 審査時に寄せられた主な意見等

評価者からは、審査の進め方について様々な意見等が寄せられているが、複数の評価者から寄せられたものとしては次のようなものが挙げられる。

1. 各系委員会関係

- 計画研究の一部について、計画調書の作成の仕方がやや乱暴なものが見られる。
- 領域としての中間評価と今回の研究課題ごとの審査との関連がわかりにくい。
- 審査意見書作成者の指摘により、研究計画の一部に確認したいと思う箇所が見受けられる。現行の進め方ではヒアリングまではやらないが、必要があれば、領域代表者の説明が受けられるようにならないか。
- 評価者に対する「計画研究」の審査手続きの周知が不十分であったため、審査が大変混乱した。今後このようなことがないよう改善を求める。

2. 専門委員会関係

(書面審査時の評点の付し方について)

- 今回から導入された電子申請システムを活用した審査結果の入力は、若干工夫してほしいところもあるが、概ねやりやすくて良かった。
- (例えば、評価者によって審査を担当する研究項目が異なる場合など評点分布を相対評価に近づけること自体が難しいケースもあるが、)総合評点は相対評価の方向で整理したほうがよい。各評価者による評点付けの考え方を「相対評価」によって揃えたほうがより適切だと考える。

(審査の際の所見の記載について)

- 自由記述の所見について、(自分としては)審査を担当したもの全て(数10件)について一生懸命書いたつもり。他の方の評価のポイントがわかる意味でも有意義であった。ただし、領域によっては100件以上、時には200件を超える応募があるとのことであり、今以上の規模で審査を担当するとなれば、現状のような審査スケジュールではとても書ききれないと思う。
- 今回から導入された「定型所見」については、評価者の負担等様々な要因を考慮すると、審査の上で概ねよい取組であると評価する。また、定型所見の選択は、審査を進める過程で各研究課題に対する評点付けの動機付けとなった。

(計画調書、応募要件)

- 計画調書が白黒印刷されることは公募要領に書いてあるとのことだが、「○○色の部分参照」という内容など、その認識がなかったと思われる応募が存在した。また、これも応募者の確認不足であろうが、図表の一部が欠落したまま応募されている計

画調書もあった。

- 計画研究の一部について、計画調書の作成の仕方がやや乱暴なものが見られる。
- 公募研究については、同一研究室からの応募に制限をかけられないか（かけるべき）。

（審査所見の開示について）

- 書面審査における自由記述所見について、見ていくと大変有益なコメントもある。これをうまく開示してあげることができれば研究者を育てることにもつながるであろう。
- 自由記述の所見に関する議論は慎重であるべき。開示のために自由記述所見を全て書くことを要件化されるなど、これ以上負担を増やすのであれば評価への参加はお断りしたい。
- （自由記述所見を開示してはどうかとの意見に対し、）これは、審査のための所見であって開示を前提として書いたものではない。開示を前提とするのであれば、当然書きぶりは変わってくる。それは、審査に有効なコメントとは違ったものとなる。
- 開示する審査所見は、本来、委員会としての総意を集約して作成する必要がある。やるなら、各評価者が時間をかけて調整し合意したものでなければならない。そうになると、公募研究レベルまで開示するのはあまりに非効率的であると考えべき。応募件数から考えると、大半の専門委員会では対応できるとは思えない。何でも手間を惜しまないというのではなく、研究費の規模に応じた開示の仕方があってよい。
- 審査所見を応募者に返すとなると、そのための審査所見を書く評価者は少なくとも現状の倍の時間を要する。そうしたことから、定型所見は良い方向ではないか。
- 定型所見の趣旨はわかったし、審査結果開示の改善に向けた取組みとしては評価している。しかしながら、決して楽な作業であるとは思わないでほしい。今回、審査に忙殺され、年末から1月にかけて自分の研究ができない日々が続いた。

（その他、感想等）

- 「研究開始を早くしてもらいたい」という基本理念や、書面審査結果を集計した上で合議審査を行う現行のシステム上どうしても審査スケジュールが厳しくなってしまうことは理解したが、それにしても審査に充てる時間が全体的に短い。
- 過去に基盤研究の書面審査もやったが、今回の審査スケジュールのほうが圧倒的に厳しかった。これで1件1件丁寧にコメントを書けというのであれば研究者に対して酷である。
- 特定領域研究に関しては初めて審査に参加したが、審査員全員が活発に議論して決めていることがわかった。正直疑問に思うこともあるし意見もあるが、これまで自分が想像していたよりはるかに丁寧に審査されている。
- 若手研究者の登用を考慮すべき。審査の大変さも含めて経験を深めることは大変重要。ただし、審査に参加した若手研究者が議論に参加しやすくなるよう周囲の評価者が配慮してやることも必要である。

IV 専門委員会に係る「公募研究の書面審査過程の検証」結果

1. 検証の前提

専門委員会における合議審査では、書面審査を行った評価者全員が集まり、自らの評価内容に対する強い反対意見等も含む活発な議論を経て合議決定するシステムである。このため、検証とは異なるものの、合議審査時においても書面審査結果の相互確認が評価者間で行われていることは前提として考えるべきである。

こうした背景も踏まえると、再度全ての研究課題に関する審査の状況を審査部会でチェックすることは現実的な対応とは考えにくいことから、以下の手順で検証を進めることを平成20年4月21日の審査部会で審議決定した。

○ 公募研究の書面審査過程の検証手順

次の手順で延べ398人の評価者に係る審査経過の検証を行う。

- ① 電子申請システムにより入力された審査結果データに基づき、書面審査時の評点の付し方に疑問がある評価者を抽出。
- ② ①について審査内容の概略を確認。必要があれば、その条件設定の中で更に具体の検証をするべき評価者を特定。
- ③ ②で特定された評価者についてより具体的に検証。

2. 具体的検証プロセス

(1) 検証ステップ①

審査結果データをもとに、次の条件設定により該当する評価者を抽出。

- A 総合評点「5」を1件も付していない。(書面審査件数20件以上の評価者)
 - B 総合評点の80%以上が同じ評点。(書面審査件数20件以上の評価者)
 - C 5種類の評定要素評点に同じ評点を付している割合が80%以上。
(書面審査件数20件以上の評価者)
 - D 総合評点「5」の研究課題について、評定要素に「2」以下の評点を付している。
 - E 総合評点「5」の研究課題について、評定要素に「3」以下の評点を3ヶ所以上に付している。
 - F 総合評点「2又は1」の研究課題について、評定要素に「4」の評点を3ヶ所以上に付している。
 - G 3人の評価者による総合評点が「5・5・1」と付された場合に「1」を付している。
 - H 3人の評価者による総合評点が「1・1・5」と付された場合に「5」を付している。
- A～Gについては該当する評価者があった。(Hは該当者無し。)

(2) 検証ステップ②

検証ステップ①の条件設定に該当する評価者の書面審査結果について、評点ベースで審査内容を確認。必要に応じ、更に具体の検証をするべき評価者を特定。

(3) 検証ステップ③

更に具体の検証をするべき評価者について、他の2名の審査内容との比較やコメントの検証なども含め、「当該評価者の審査内容に問題がないか」、「(あるとすれば)どのような点が問題と考えられるか」について点検。

3. 「公募研究の書面審査過程の検証」の結果

(検証ステップ②の概況)

- 検証ステップ①で抽出した評価者の一応の解釈としては、
 - ・ Aに該当する者については、一義的には、評価者による評点に対する強い考え方で「5」を付していないものと考えられるが、一部には、総合評点が5段階、評定要素評点が4段階であることへの誤解があったのではないか。
 - ・ D、E、Fに該当する評価者については、「評価者独自の考え方として、評定要素の一部を重視する考え方であったため、総合評点と評定要素との関係が必ずしも整合しないように見えるのではないか。
というものであり、採否の結果並びに他の評価者の総合評点と比較しても問題があったとは考えられない。
また、Gに該当する評価者については、「明確な根拠をもって付した総合評点「1」であったことが、専門委員会における議論で明確に示され、他の評価者もその説明を理解していた。」ことが確認されている。よって、問題があったとは考えられない。
しかしながら、B、C及びEの一部に該当する評価者（合計4人）については、上記のような一般的な解釈では単純に説明がつかない評点の付し方と考えられることから、更に具体の検証をするべき評価者として特定。

(検証ステップ③の概況)

- 特定したB、C及びEの一部に該当する評価者（4人／延べ398人中）の書面審査内容について、それぞれ更に具体の検証を実施。
- 4人の評価者による書面審査は、当該評価者の全体的な書面審査の状況と他の2人の評価者による書面審査の状況並びに最終的な採択状況を見る限り、全体としては審査結果に悪影響を与える不適正な審査内容ではなかった。しかしながら、書面審査内容の一部に「評価規程を考慮すると通常は考えにくい評点の付し方であると言わざるを得ない」箇所が見られるものである。具体的内容は次のとおり。
 - ・ 「総合評点」の分布に当該評価者特有の偏りが見られる。
 - ・ 「評定要素評点」と「総合評点」との相関関係等から、一部の評定要素を特に重視していることが推察できるような、当該評価者特有の傾向が見られる。
 - ・ 「評定要素評点」と「総合評点」との相関関係等から、「評定要素」以外の要素を意識していることが推察できるような、不自然な箇所が見られる。
- 今回の検証内容は、今後、審査時の留意事項の説明に有効に活用するとともに、評価規程の見直しの際にも参照するべきものと判断する。

V 「定型所見」に関する意見聴取

1. 評価者（書面審査実施者）に対する意見聴取

- 専門委員会を構成する評価者390人（実人数）に対し、書面審査終了直後（平成20年2月）に次の内容に関しアンケート形式で意見を聴取。

総回答者は226人（回答率57.9%）。

【定型審査所見（「問題がある」あるいは「不十分である」との所見）の導入】	
「公募研究」の審査に関し、昨年までは、「評定要素（5種類）ごとの評点」、「総合評点」、「審査意見」等の記入をお願いしていましたが、今回から、合議審査への活用及び応募者への審査結果開示の充実を念頭に、「問題がある」あるいは「不十分である」と判断した項目（所見）」の選択を追加しております。 （一部設問に回答が無いものも含まれるため、設問ごとの集計は総回答者数と一致していません。）	
（回答者数／割合）	
(1) この取組についてどのようにお考えでしょうか。	
① 応募者への「審査結果開示」の充実等のため、大変有効である。	38 16.8%
② 応募者への「審査結果開示」の充実等に資する意味でそれなりに有効である。	138 61.1%
③ 応募者への「審査結果開示」の充実等のためとはいえ、あまり有効ではない。	44 19.5%
④ 応募者への「審査結果開示」の充実等の点で有効とはいえません。	6 2.7%
(2) 実際審査いただいた結果、この作業についてどのように感じられましたか。	
① 平易な作業であり問題はなかった。	59 26.2%
② やや手間がかかったが、問題はなかった。	123 54.7%
③ かなり手間がかかり、やや問題があると感じた。	40 17.8%
④ 大変な手間であり、大いに問題である。	3 1.3%
(3) 13種類の項目（所見）から「概ね5個程度以内で選択」としましたが、この条件設定についてどのように感じられましたか。	
① 概ね妥当と感じた。	96 42.9%
② 「程度」ととはいえ、選択する個数が多いと感じた。	65 29.0%
③ 「程度」ととはいえ、選択する個数が少ないと感じた。	4 1.8%
④ 選択する個数は設定するべきではない（設定されるとかえって混乱する）。	59 26.3%
※その他お気づきの点について自由記述をお願いします。	

- 設問(1)への回答状況によれば、回答者のうち約78%が「応募者への審査結果開示の充実等のために有効」と考えている。この内容から、今回の取り組みについては、評価者から一定の評価が得られたものと思われる。

一方、少数意見ながら、「有効とはいえません」との意見があることも認識しておく必要がある。

- 設問(2)への回答状況によれば、「それほど問題を感じなかった」とする回答者が約81%であった。一方、約19%の回答者が「手間がかかり問題があると感じている」ように、審査件数が多い場合など、現行の仕組みでも負担を感じる研究者が一定数含まれることがわかる。

現役の研究者が相当量の時間を割いて審査を行う仕組みであるため、今後の検討に当たっては少数の意見であっても慎重に取り扱う必要がある。

- 設問(3)への回答状況によれば、「概ね妥当」という回答が最も多かったが、評価者のとらえ方も分かれている。条件設定については、必要性の有無も含め引き続き検討するべきものと思われる。
- 自由記述意見に関しては、「Ⅲ 審査時に寄せられた主な意見等」の一部に含め記載するとともに、「Ⅰ 「一連の審査概況」に対する審査部会としての検証結果」として整理した。

2. 「特定領域研究（公募研究）」応募者（審査結果開示対象者）に対する意見聴取

- 本件の対象者は、「平成20年度特定領域研究（継続研究領域）の公募研究」に「審査結果の開示を希望する」として応募し、審査の結果、採択に至らなかった研究課題の研究代表者である。

開示対象者(複数の開示をしている場合であっても、同一人は1人として取扱い。) 3, 596人に対し、審査結果開示直後(平成20年6月)に次の内容に関しアンケート形式で意見を聴取。総回答者は1, 674人(回答率46.6%)。

【今回の審査結果開示について】		
今回、「特定領域研究の公募研究」について、審査結果の開示内容の充実を図ること等を念頭に置いた審査を実施しました。具体的には、審査員に「書面審査の際、「問題がある」あるいは「不十分である」と判断された項目(所見)」を、あらかじめ設定した13種類の選択項目から選択してもらい、それを審査に活用するとともに「採択されなかった研究代表者のうち希望者」に開示しています。		
この取り組みは、審査員の負担の増加をできるだけ抑えつつ、一方可能な範囲で審査結果開示の充実を図るためのものであり、今回の取り組みに対するご意見等も踏まえながら更なる充実を検討したいと考えております。		
つきましては、以下の設問について最も近い内容を選択いただけますようよろしくお願いいたします。		
なお、回答いただくに当たっては、今後ご自身が審査員の立場となり、相当量の応募課題に対する審査に携わられることを想像しながら設問に回答いただければ幸いです。		
(一部設問に回答が無いものも含まれるため、設問ごとの集計は総回答者数と一致していません)		
		(回答者数/割合)
(1) 上記のことをふまえて、今回の取り組み(定型所見を活用した開示内容の拡充)について、どのように感じられましたか。		
① 審査員の負担の問題などを考えると、大いに評価できる。	454	27.1%
② 審査員の負担の問題などを考えると、十分とは言えないが一応評価できる。	989	59.1%
③ 審査員の負担の問題などを考えても、評価できる内容とは言えない。	179	10.7%
④ 開示内容として全く評価できない。	52	3.1%
(2) いわゆる「定型所見」の内容について、(指摘されたポイント以外も含め)どのように感じになりましたか。		
① 「問題がある」等の指摘があったポイントが認識でき、大変有効である。	191	11.4%
② 指摘があったポイントがおおまかに認識でき、それなりに有効である。	878	52.6%
③ 指摘のあった項目はわかるが、それ以上の理解にはつながりにくく、あまり有効ではない。	505	30.3%
④ この内容では問題点等の理解には全くつながらず、意味をなさない。	95	5.7%
(3) 今回の取り組み(定型所見を活用した開示内容の拡充)について、他の研究種目にも導入すべきと考えますか。		
① このような内容の開示でも構わないので、是非早急に導入すべき。	568	34.0%
② 早急な導入が望まれるが、できれば平行して開示(選択)内容も検討すべき。	677	40.5%
③ 導入は望むが、開示(選択)内容を十分検討した上で導入すべき。	346	20.7%
④ このような内容であれば導入すべきでない。抜本的に見直すべき。	82	4.9%
※今回の取り組みに関して、その他ご意見やご要望がございましたら自由記述をお願いします。		

- 設問に対する回答については、今回の意見聴取の対象者が「審査の結果、採択に至らなかった研究課題の研究代表者」であることも踏まえ、相対的に厳しい意見が多いであろう前提も認識しつつ分析する必要がある。
- 設問(1)への回答状況によれば、回答者のうち約86%が「十分とは言えないが一応評価できる。」と考えている。無論、設問そのものに「審査員の負担の問題などを考えると、」という前提が書かれていることも関連していると思われるが、その点を差し引いても今回の取り組みについては、開示対象者から一定の評価が得られたものと思われる。

一方、少数意見ながら、「開示内容として全く評価できない」との意見があることも事実である。こうした意見も踏まえつつ、評価者の負担との兼ね合いを考察していく必要があるものと思われる。
- 設問(2)への回答状況によれば、「それなりに有効である」と回答した開示対象者が約53%であった。一方、回答者のうち約30%が「あまり有効でない」と回答しているように、現行の仕組みに対し意見が分かれている。

定型所見の内容については、自由記述意見等も参考にしつつ、必要に応じ見直しを検討するべきものと思われる。
- 設問(3)への回答状況によれば、回答者のうち約74%が「他の研究種目についても早急な導入を望む」という回答であった。一方、「導入は望むが、開示(選択)内容を十分検討した上で導入するべき。」との意見も一定数の回答があるなど、開示は望むが開示内容については検討を要すると考える開示希望者が多数であることが窺える。今後の参考として活用するべきものと思われる。
- 自由記述意見として寄せられたものを全て記載することはできないが、ほぼ同じ内容を指す意見が圧倒的多数を占める。今回の取り組みについて、支持する立場の意見、反対の立場の意見、より改善を求める意見等様々であるが、特徴的なものを抽出すると以下のとおり。

(今回の取り組みに対する総論意見)

- ・ 審査内容の開示という観点からみると満足のいく進歩があったと言える。
- ・ 比較的少額であり、かつ、応募件数の多い研究種目であることからすると、評価者の労力と開示度のバランス上これくらいが限度ではないかと思う。
- ・ 評価者の過重な負担を考えると、定型所見形式の改善、拡充という方法が現実的であり、かつ、有効であると考え。
- ・ 選択型のコメントということで味気ない感じは残る。ただし、短文であっても文章で考え方が返ってくる仕組みはありがたい。

- ・ 学界全体の繁忙感が増す中で、評価者が審査結果を開示するために費やす時間も無視するわけにいかない。その点で、今回のようなやり方についても一定の評価をしなければならないと再認識した。
- ・ 審査結果開示内容の改善は、評価される側にとっては良いことである。しかしながら、評価者となる研究者の多くはそれぞれの大学において膨大な仕事をかかえて四苦八苦しているのが実情。よって、今回の取り組みも含め諸手を挙げて賛成できない複雑な心境である。
- ・ 形式にこだわると何も始まらない。言いたいことは山ほどあるが、今回の取り組み自体は一步踏み出したことに関して大変評価している。
- ・ 開示に関してこれ以上労力をかけなくてもよいと思う。
- ・ この開示は、悪い結果をもらった応募者からはシステムに対する不信感を募らせ、あるいは、今後の研究に対する諦めをもたらすおそれがあると思われる。
- ・ 何故特定領域研究でこのような取り組みが行われたのか考えた。特定領域研究の場合領域としてある程度テーマが限定されているので問題点の指摘がしやすいのだと思う。基盤研究等の場合はこうした方法が採りづらいのではないか。
- ・ 評価者となった以上、負担を負うのは当然。諸外国のグラントと同じような精緻なコメントを開示しないのであれば評価できない。
- ・ 一定の効果は認めるが、コメントが抽象的で役に立つとは思えない。
- ・ 項目表示では指している内容がわからず、ほとんど意味がない。

(今後の改善への提案意見)

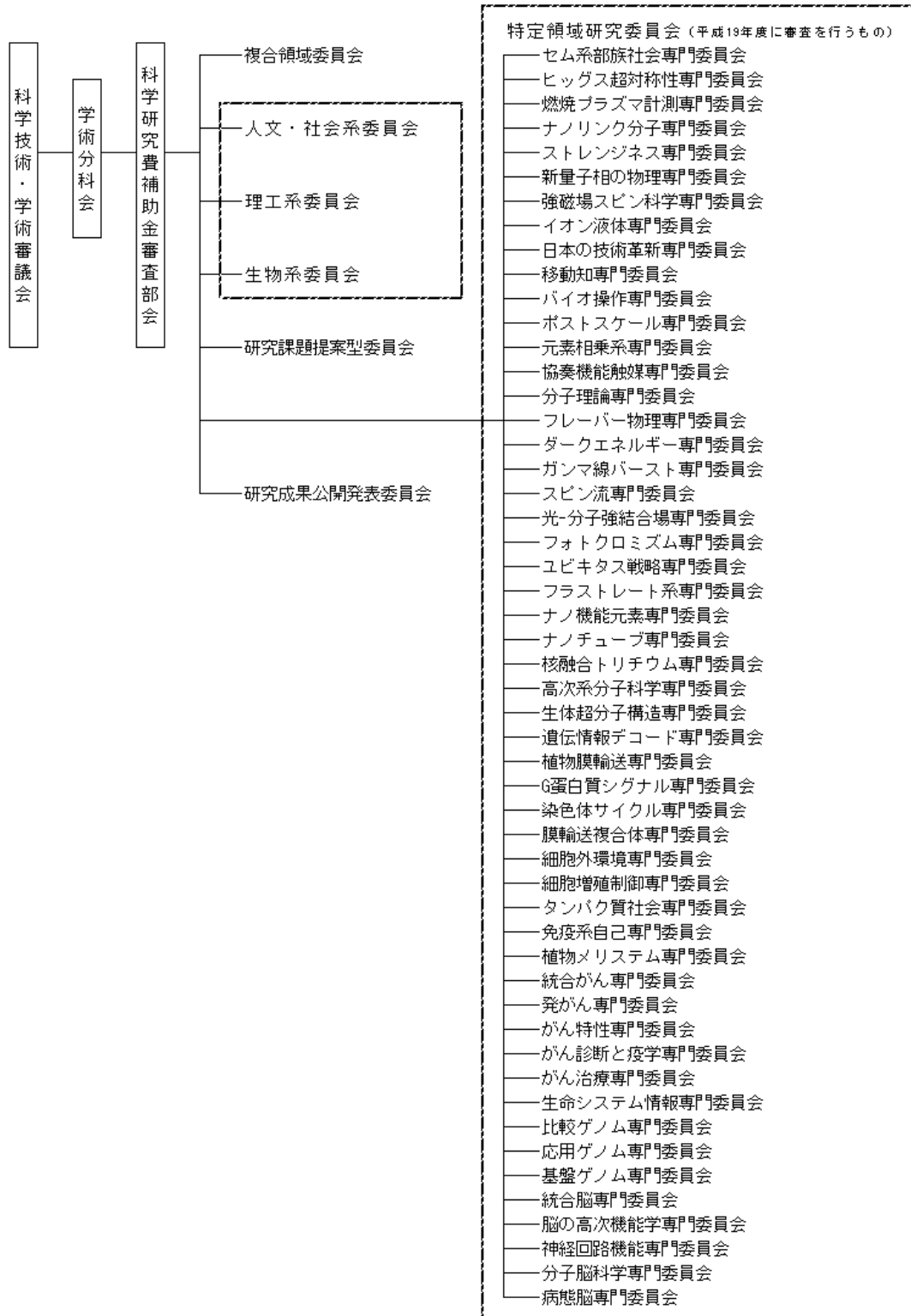
- ・ 将来的には一言でもよいのでより具体のコメントがほしい。
- ・ 評定要素ごとの評点について、3人それぞれの素点が知りたい。
- ・ 選択型コメントの中にはほとんど同義のものも含まれる。集約して再整理するなどの工夫が必要と考える。
- ・ 選択型コメントの内容を更に充実させ、問題箇所をもう少し具体的に理解できるように改善してもらいたい。
- ・ とにかく一人当たりの審査件数を減らしていかないことには抜本的な改善は望めない。

(参考：応募者としても「理解を深める努力をしてほしい」と思われる意見)

- ・ 判定基準が不透明。明示すべきである。
(→従前より文部科学省ホームページに公開されている。)
- ・ 公正な審査を担保するためには、評価者を公開する必要がある。
(→公開のタイミングという問題はあるものの、従前より審査終了後において文部科学省ホームページに公開されている。)

VI (参考) 委員会の構成 (機構図)、委員会開催 (実績) 等のスケジュール

平成20年度科学研究費補助金審査部会委員会の構成 (機構図)



※特定領域委員会委員名簿については、審査終了後、文部科学省科学研究費補助金ホームページ (http://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/hojyo/020803d.htm) に掲載。

平成20年度「特定領域研究」審査に係る専門委員会及び各系委員会開催実績

開催日	領域番号	専門委員会 又は 各系委員会名	応募件数		
			合計	計画研究	公募研究
2月4日(月)	460	「協奏機能触媒」専門委員会	298	20	278
2月5日(火)	525	「細胞増殖制御」専門委員会	205	0	205
2月8日(金)	124	「セム系部族社会」専門委員会	18	14	2
	474	「ナノ機能元素」専門委員会	61	0	61
	516	「G蛋白質シグナル」専門委員会	133	9	124
2月12日(火)	448	「ナノリンク分子」専門委員会	58	13	43
	453	「日本の技術革新」専門委員会	36	9	27
	471	「フォトクロミズム」専門委員会	145	0	145
2月14日(木)	461	「分子理論」専門委員会	161	20	141
2月15日(金)	451	「強磁場スピン科学」専門委員会	28	6	22
	476	「核融合トリチウム」専門委員会	28	0	26
	518	「膜輸送複合体」専門委員会	216	17	199
2月18日(月)	442	「燃焼プラズマ計測」専門委員会	30	6	24
2月19日(火)	467	「ダークエネルギー」専門委員会	16	5	11
2月21日(木)	014	「生命システム情報」専門委員会	115	19	96
	015	「比較ゲノム」専門委員会	107	23	84
	016	「応用ゲノム」専門委員会	151	27	124
	017	「基盤ゲノム」専門委員会	10	10	0
2月22日(金)	473	「フラストレート系」専門委員会	63	0	63
	475	「ナノチューブ」専門委員会	35	0	35
2月25日(月)	469	「スピン流」専門委員会	34	0	34
2月26日(火)	452	「イオン液体」専門委員会	157	17	140
	454	「移動知」専門委員会	131	12	119
	517	「染色体サイクル」専門委員会	112	15	97
2月27日(水)	018	「統合脳」専門委員会	242	6	236
	019	「脳の高次機能学」専門委員会	113	18	95
	020	「神経回路機能」専門委員会	191	14	177
	021	「分子脳科学」専門委員会	263	15	248
	022	「病態脳」専門委員会	221	11	210
2月28日(木)	450	「新量子相の物理」専門委員会	57	11	46
	470	「光-分子強結合場」専門委員会	160	0	160
3月3日(月)	449	「ストレンジネス」専門委員会	34	7	27
	466	「フレーバー物理」専門委員会	38	8	30
3月4日(火)	526	「タンパク質社会」専門委員会	187	0	187
	528	「植物メリステム」専門委員会	90	0	90
3月5日(水)	459	「元素相乗系」専門委員会	272	17	255
	468	「ガンマ線バースト」専門委員会	25	0	25
3月6日(木)	513	「生体超分子構造」専門委員会	152	13	139
	515	「植物膜輸送」専門委員会	81	9	72
	519	「細胞外環境」専門委員会	221	12	209
3月7日(金)	472	「ユビキタス戦略」専門委員会	93	0	93
	514	「遺伝情報デコード」専門委員会	163	12	151
	527	「免疫系自己」専門委員会	171	0	171
3月10日(月)	009	「統合がん」専門委員会	52	13	39
	010	「発がん」専門委員会	287	50	237
	011	「がん特性」専門委員会	251	45	206
	012	「がん診断と疫学」専門委員会	119	28	91
	013	「がん治療」専門委員会	274	49	225
3月11日(火)	455	「バイオ操作」専門委員会	210	18	192
	441	「ヒッグス超対称性」専門委員会	39	11	28
	458	「ポストスケール」専門委員会	50	19	31
3月14日(金)	477	「高次系分子科学」専門委員会	166	0	166
	608	「噴火罹災環境復元」領域	8	8	0
	609	「日本法の透明化」領域	12	12	0
	610	「東アジア海域交流」領域	38	38	0
3月18日(火)	611	「環境ガバナンス」領域	9	9	0
	772	「情報統計力学」領域	15	15	0
3月19日(水)	773	「局在電磁波回路」領域	8	8	0
	529	「生殖系列」領域	16	16	0
	842	「LOV光受容体」領域	8	8	0